

大牟田市に関する、さまざまな出来事を写真とともに紹介します。

※撮影の時だけ一時的にマスクを外していただいているます。

まちかどレポート

ありあけ新世高校 「チームダンス選手権」全国大会出場

ありあけ新世高校ダンス部が、全日本高等学校チームダンス選手権大会の九州予選大編成部門で4位となり、全国大会への出場を決めました。

同ダンス部は9月24日に市役所を訪れ、全国大会への出場を関市長に報告、「前回は7位で入賞できなかった。コロナ禍の厳しい環境の中、一生懸命練習してきたため、ぜひ6位入賞を果たしたい」と意気込みを語りました。



大牟田高校の駅伝部・柔道部が高校総体で活躍！



全国高等学校総合体育大会に大牟田高等学校が福岡県代表として出場し、顕著な成績を収めた駅伝部・柔道部の皆さんのが10月18日、関市長へ結果を報告。「監督、コーチをはじめ、地域の皆さんからの応援が力になりました」と感謝の言葉を述べました。

- ・古賀文也さん 5000m競歩：優勝
- ・竹市裕亮さん 柔道73kg級：準優勝
- ・青木龍翔さん 陸上800m：5位



三池藩成立400年を記念して

今年は、1621年に三池藩が成立してから400年の節目の年です。これを記念して、三池カルタ・歴史資料館では企画展が開催されています。古文書やさまざまな資料を鑑賞し、三池藩の歴史を学んでみませんか（12月5日まで）。



安全・迅速に救出します！

株式会社フォレストから提供された大型車両を使用した交通救助訓練が行われました。大型車両を使った訓練の機会は少ないため、多くの消防職員が参加し、救助機器の取り扱いや救助方法の知識と技術の習得に奮闘しました。



健康ガイドブックでいつまでも元気に

倉永校区では、地域の健康管理の手引書となる「健康ガイドブック」を作成し、関市長に報告しました。ガイドブックには健康寿命の延伸に不可欠な「食べる」「うごく」「こころ」の三原則を基本とした取り組みが紹介されており、倉永校区全世帯に配布される予定です。



公園などの美化活動に感謝を

公園や緑地の清掃、樹木の保護などの緑化美化活動をボランティアで5年以上続けるなど、顕著な功績があった団体や公民館11団体へ、緑化功労者表彰が行われ、関市長より感謝状が贈呈されました。



聞こえのサポーター講座

10月16日、「大牟田要約筆記の会 のぞみ」が、聞こえに不自由があっても筆談等でコミュニケーションをとれる方法などを学べる講座を開催しました。当講座は、内容をスクリーンに投影しながら行われるので、聞こえに不安がある人でも安心して参加できます。連続3回講座で、2回目は11月に開催予定です。



住民の健康づくりの一助に

明治安田生命保険相互会社久留米支社大牟田北営業部から、地域住民の健康増進に役立ててほしいと寄付金の贈呈がありました。久留米支社は昨年2月に本市と健康増進に関する連携協定を締結しています。



災害時の物資供給体制を強化

デンカ株式会社大牟田工場と、災害時に必要な物資を素早く避難所等へ供給することを目的とした協定を締結しました。大規模な災害が発生した際は、飲料水や食料品、発電機や簡易トイレ等の資機材等が供給されます。

11月は児童虐待防止推進月間です

～189(いちはやく)「だれか」じゃなくて「あなた」から～

全国的に児童虐待の相談件数は年々増加しており、子どもの命が奪われる場合もあるなど、痛ましい事件が後を絶ちません。児童虐待への対応は社会全体で取り組むべき重要な課題です。子どもの「命」と「権利」、そして「未来」は社会全体で守らなければなりません。

児童虐待にあたるもの

身体的虐待、心理的虐待（子どもの前でのDVや夫婦ゲンカも含まれます）、性的虐待、ネグレクト（保護の怠慢、拒否）

⚠️ 虐待かどうかは、子どもの側に立って判断されます。子どものためを思っての「しつけ」としての行為であっても、子どもの心や体を傷つけるならば虐待です。

体罰によらない子育てを

子どもへの体罰は、法律で禁止されています。体罰によらない子育てを応援し、広げていくことが大切です。

虐待の通告義務

児童虐待防止法では「虐待されていると思われる子どもを発見した場合には速やかに通告しなければならない」と定められています。児童虐待かも…と思ったら、迷わず児童相談所虐待対応ダイヤル 189(いちはやく)へ連絡しましょう。連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。匿名での連絡も受け付けています。通告は支援の始まりです。

気になることは、まず相談

子育てを担うことは大変なことです。子育てで困っているとき、不安や心配ごとがあるときは、家族や友達、周囲の協力を求めたり、下記の窓口へ相談してみましょう。

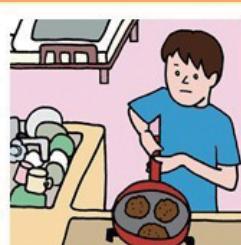
市内の主な相談場所

- 大牟田市児童家庭相談室（市役所子ども家庭課内）
☎ 41-2684
- 福岡県大牟田児童相談所（西浜田町4-1）
☎ 54-2344 または 0120-189-783
- 子ども家庭支援センターあまぎやま（甘木1158）
☎ 58-6636

ヤングケアラーとは

家族にケア（介護、看病、幼いきょうだいの世話など）を必要とする人がいる場合に、大人が担うようなケアを引き受けることで、自らの育ちや教育に影響を及ぼしている18歳未満の子どもをいいます。

家族や周りの大人にヤングケアラーの認識がなかったり、子ども自身も認識できていなかったりという現状があります。社会全体でヤングケアラーについての理解を深め、子どもが抱えている問題に早期に気づき、支援へつなげていくことが大切です。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

運動期間中、女性に対する暴力根絶のシンボルであるパープルリボンにちなんで、全国各地のタワーやランドマークなどを紫色にライトアップする「パープル・ライトアップ」をはじめ、さまざまな取り組みが行われます。

大牟田市ではこの期間に合わせ、市役所本庁舎をライトアップし、「暴力のない社会をめざそう」というメッセージを伝えます。

さらに、11月1日から30日まで市役所玄関ホールと中央地区公民館で、パープルリボンソリーを設置します。市民の皆さんも暴力根絶の願いを込めて、リボンをかけてみませんか。



シンボルマークの
パープルリボン



パープル・ライトアップ

とき 11月12日(金)～25日(木) 午後7時～10時
ところ 市役所本庁舎

主催 翼の会おむた

共催 大牟田市・大牟田市男女共同参画センター

相談電話を利用しませんか

◇全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間

☎0570-070-810 ※法務局職員、人権擁護委員が対応
 11月12日(金)～18日(木)

平日：午前8時30分～午後7時 土・日：午前10時～午後5時
 ※上記期間以外は平日の午前8時30分～午後5時15分

◇大牟田市男女共同参画センター

☎43-1012 (平日) ※女性相談員が対応

◇大牟田警察署 (生活安全課) ☎43-0110 (24時間受付)

◇福岡県配偶者からの暴力相談電話 ☎092-663-8724
 (平日午後5時～午前0時、土・日、祝日午前9時～午前0時)

◇福岡県男性DV被害者のための相談ホットライン

☎092-571-1462 ※男性相談員が対応
 毎週水・木曜 午後5時～8時、毎週金曜 正午～午後4時
 ※祝日は除く

◇福岡県LGBTの人のDV被害者相談ホットライン

☎080-2701-5461 ※男性相談員が対応
 第2火曜 正午～午後4時、第4火曜 午後5時～8時
 ※祝日は除く
 ※大牟田警察署以外は、年末年始（12月29日～1月3日）は
 休みです。

オンライン
配信

あすばる男女共同参画フォーラム 2021

●基調講演 11月27日(土)

「すべての人が輝く令和の社会へ ～もっと前に もっと強く もっと優しく～」

講師 林 伴子 さん (内閣府男女共同参画局長)

●前日祭 11月26日(金)

あすばる開館25周年記念オンライン大交流会
 ～これまでありがとう、そしてこれからもよろしく～

フォーラムへの参加方法

開催期間中に福岡県男女共同参画センター「あすばる」のホームページで「男女共同参画フォーラム特設サイト」を閲覧してください。また、フォーラム当日は、視聴会場でも動画配信をみることができます。

詳しくはこちら





■被災代替家屋および被災代替償却資産の特例について

■問合せ 税務課 資産税担当 ☎41-2609 FAX 41-2552

令和2年7月豪雨により滅失・損壊した家屋または償却資産の所有者が、これらに代わるもの取得等した時には、固定資産税・都市計画税が減額される場合があります。これらの特例を受けるには申告が必要です。

▶対象者 被災資産の所有者(共有者を含む)

▶被災資産の要件

令和2年7月豪雨により滅失・損壊した家屋または償却資産

- ・家屋は原則として、2割以上(半壊以上)の被害を受けていること
- ・取り壊しまたは売却等の処分がなされていること

▶代替(適用対象)資産の要件

被災資産に代わるものとして取得・改築(改良)された資産

- ・原則として、種類(用途)または使用目的が同一であること

▶取得期限

令和2年7月6日～令和7年3月31日に取得(中古を含む)・改築(改良)されたもの

▶減額対象範囲

代替資産を取得した年の翌年度から4年度分に限り、家屋においては固定資産税・都市計画税の税額のうち被災家屋の床面積相当分を、償却資産においては固定資産税の課税標準額を2分の1に減額します。

被災代替家屋の例

豪雨災害により
滅失・損壊



代わるものと
取得・改築



提出期限

代替資産を取得(中古を含む)・改築(改良)した年の翌年の1月31日

■被災家屋の令和4年度固定資産税・都市計画税の軽減について

■問合せ 税務課 資産税担当 ☎41-2609 FAX 41-2552

令和2年7月豪雨により半壊以上の被害を受けた家屋について、修繕が済んでいない場合は令和4年度の固定資産税・都市計画税を引き続き軽減します。減額するためには申請が必要です。

▶申請期限 令和3年12月28日(火)まで

▶対象・軽減率 令和2年7月豪雨により半壊以上の被害を受けた家屋

年度	令和3年度		令和4年度		
内容	被災程度に応じた補正率		①未修繕	②一部修繕済	③修繕済
減点 補正率	全壊	0.40	令和3年度と同様に被災程度に応じた 補正率を適用		減額補正なし
	大規模半壊	0.55			
	中規模半壊	0.65			
	半壊	0.75			
申請手続	不要		必要		不要

▶申請に必要なもの

申請書および未修繕箇所すべての写真(令和3年度に該当された方には申請書を送付します)

※必要に応じて現地調査を行います。

※修繕済の申請は不要です(申請がない場合は修繕済と判断します)。